

京都民医連第62回定期総会の招集について

京都民医連規約第5条により第62回定期総会を下記のとおり開催します。

本総会は、京都民医連の2年間のまとめと今後の方針を決定する重要な任務をもって開催します。

日時 2024年6月2日(日) 午前9時~午後5時30分閉会 (開場は30分前)

会場 京都テルサ(京都市南区東九条下殿田町70番地) 電話075-692-3400

○ 代議員及び傍聴者の選出について

加盟事業所は下記の選出基準(規約第5条の1の(1)代議員の選出基準)にもとづいて選出を行います。

規約 第五条 一、総会

(1) 総会は役員並びに加盟事業所選出の代議員によって構成し、総会は代議員総数の過半数の出席並びに代議員を選出した加盟事業所の3分の2以上からの代議員の出席によって成立する。代議員は、加盟事業所の常勤職員(管理嘱託及び再雇用含む)から選出し、その選出基準は1加盟事業所の1常勤職員(管理嘱託及び再雇用含む)15名までは1名とし、16名以上の場合は30名ごとに1名、端数は1名とする。加盟事業所の申請にもとづき、理事会および総会の承認をえて傍聴者の総会参加を認めることができる。

(2) 総会は隔年1回、6月に会長が招集する。ただし、特に必要がある場合は、2ヵ月をこえない範囲で招集の時期を変更することができる。なお、会長は加盟事業所の3分の1以上の要求があった場合には総会を招集しなければならない。総会の運営は総会議事運営規定による。

○ 代議員及び予備代議員の選出上の留意点

- ① 代議員の選出基準となる加盟事業所職員数は、2024年3月現在の常勤職員数を選出基準とします。新規加盟事業所は、加盟申請時の職員を基礎とします。なお、事務局等の出向扱いは事業所の数に参入し、予備代議員は傍聴数に含まれるものとします。
- ② 2024年3月現勢を選出基準にし、代議員数は118名となります。別紙、代議員・予備代議員定数一覧表をご確認ください。また、代議員が万一の事故があった場合に、代議員が繰り上げられるように『予備代議員』の登録(京都民医連中央病院5名、京都民医連あすかい病院3名、吉祥院病院、京都協立病院は各2名、その他の事業所は各1名)を行い、必ず傍聴者としても登録してください。
- ③ 傍聴者の発言は特別に議長の指名がない限り、分散会に限って認めることを総会に提案します。
- ④ 傍聴者については、代議員の登録と同時に、加盟事業所の申請にもとづき傍聴者の登録を行います。傍聴者の数は原則として代議員数を上限とし加盟事業所で決めていただき登録します。また、上限枠とは別に、傍聴者として各共同組織より3名までの参加を認め、総会で承認を求めます。

○ 代議員及び予備代議員登録提出について

事業所毎に別紙の「代議員・傍聴者登録用紙」に記入し、総会事務局(m-miyamura@kyoto-min.org) 宮村までご報告下さい。締切りは5月2日(木)です。

以上